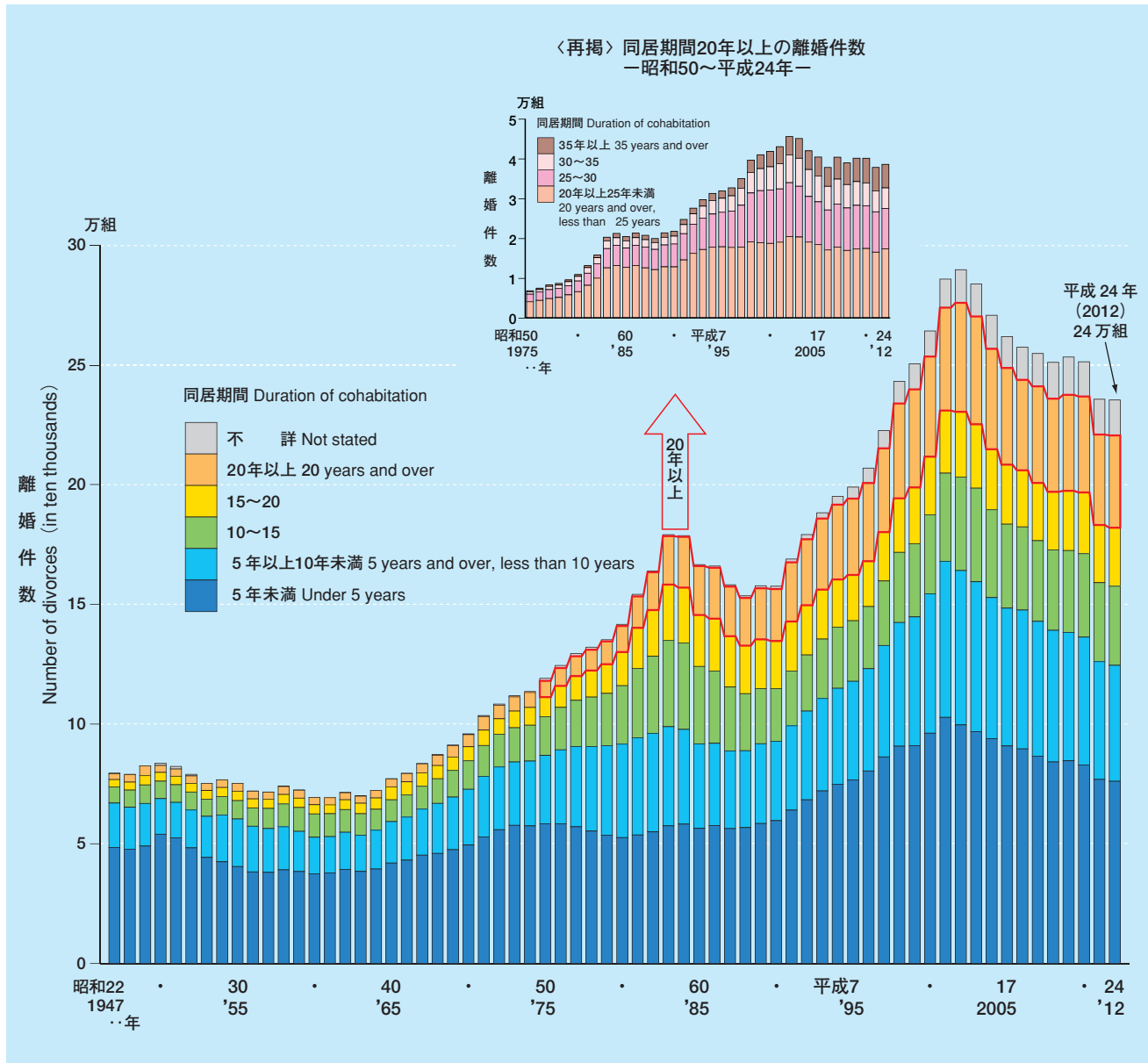


離婚の動き Divorces

離婚件数は減少

同居期間別にみた離婚件数の年次推移—昭和22～平成24年—
Trends in divorces by duration of cohabitation, 1947—2012



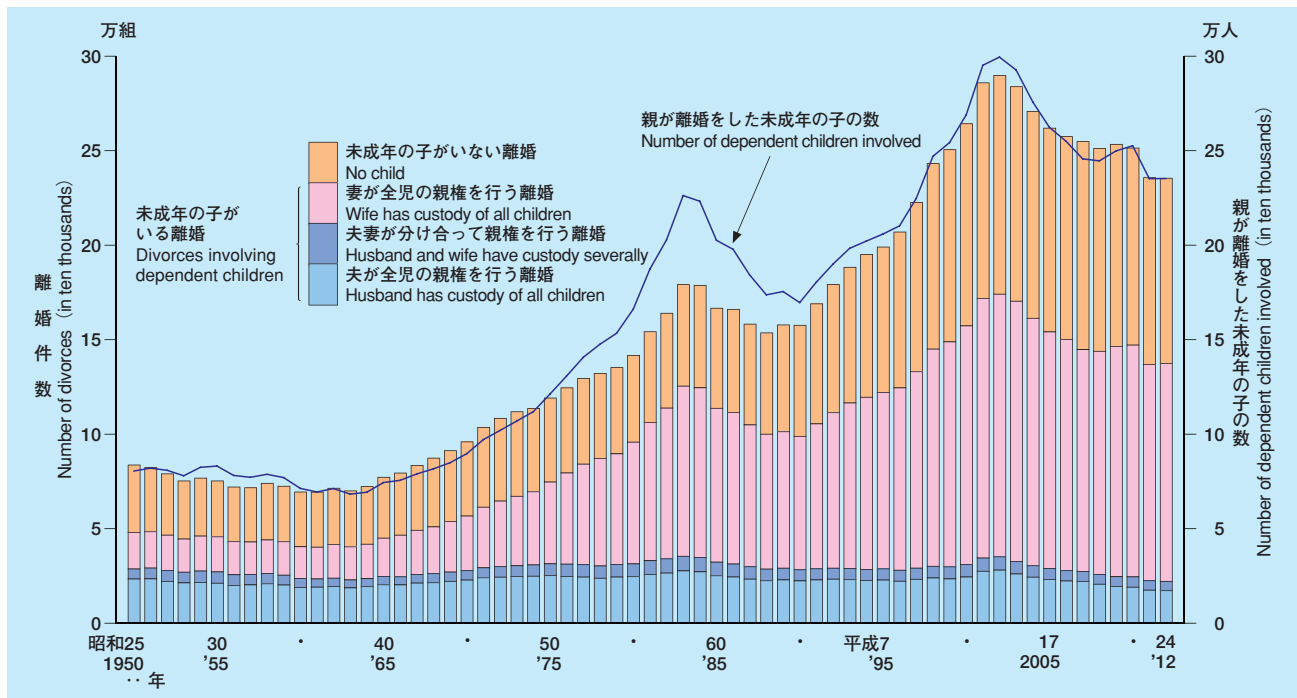
平成24年の離婚件数は23万5406組で前年より313組減少した。

離婚件数の年次推移をみると、戦後最も少なかった昭和36年以降長期にわたって増加が続いたものの、59年に減少傾向に転じた。平成3年以降は再び増加が続き、14年には統計の得られていない昭和19年から21年を除き、現在の形式で統計をとり始めた明治32年以降最高となった。平成15年以降は減少が続き、21年は7年ぶりに増加したが、22年以降は再び減少している。

同居期間別離婚件数の年次推移をみると、平成3年以降すべての期間で増加傾向にあったが、14年に5年未満と5年以上10年未満で減少に転じ、その後はすべての期間で減少傾向から横ばいとなっている。また、同居期間20年以上を5年階級別にみると、35年以上の増加の割合が高くなっている。

未成年の子がいる離婚件数は約14万組で未成年の子の数は約24万人

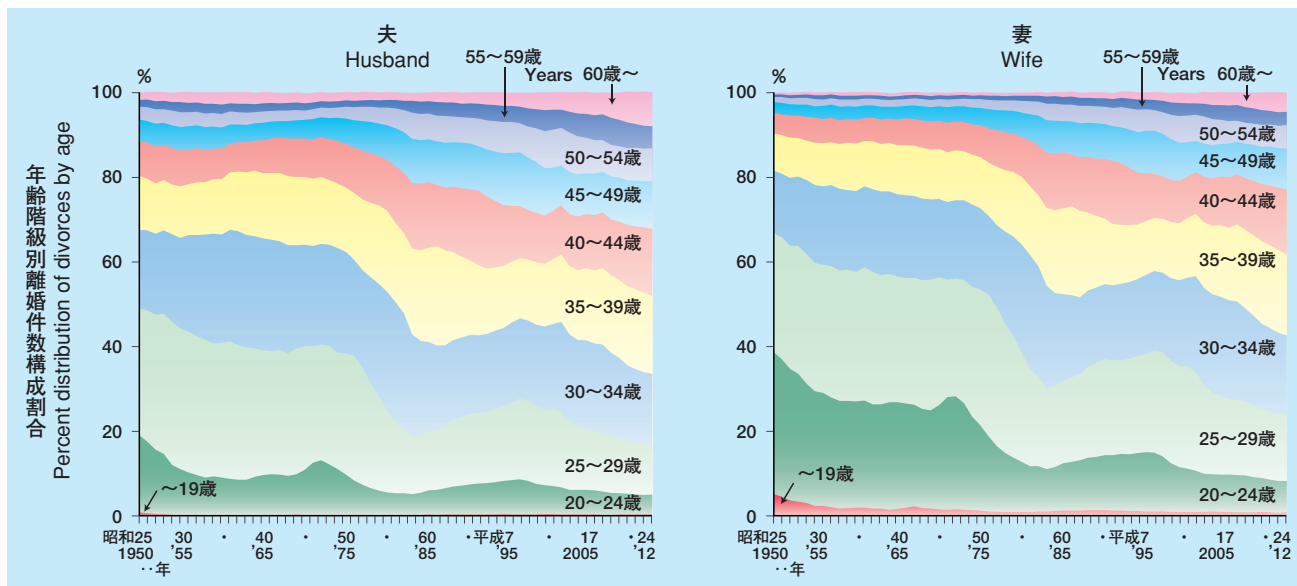
親権を行う者別にみた離婚件数及び親が離婚をした未成年の子の数の年次推移—昭和25～平成24年—
Trends in divorces by person having custody of children, and number of dependent children involved, 1950—2012



注：未成年の子とは、20歳未満の未婚の子をいう。

親権とは、未成年の子に対して有する身分上、財産上の監督、保護を内容とする権利、義務をいう。

夫・妻の年齢階級別にみた離婚件数構成割合の年次推移—昭和25～平成24年—
Trends in percent distribution of divorces by age of husband and wife, 1950—2012



注：各年に別居し届け出たものについての集計である。

同居をやめたときの年齢である。

平成24年の離婚件数23万5406組のうち、未成年の子がいる離婚は13万7334組（全体の58.3%）で、親が離婚した未成年の子の数は23万5232人、未成年の子がない離婚は9万8072組（同41.7%）となっている。

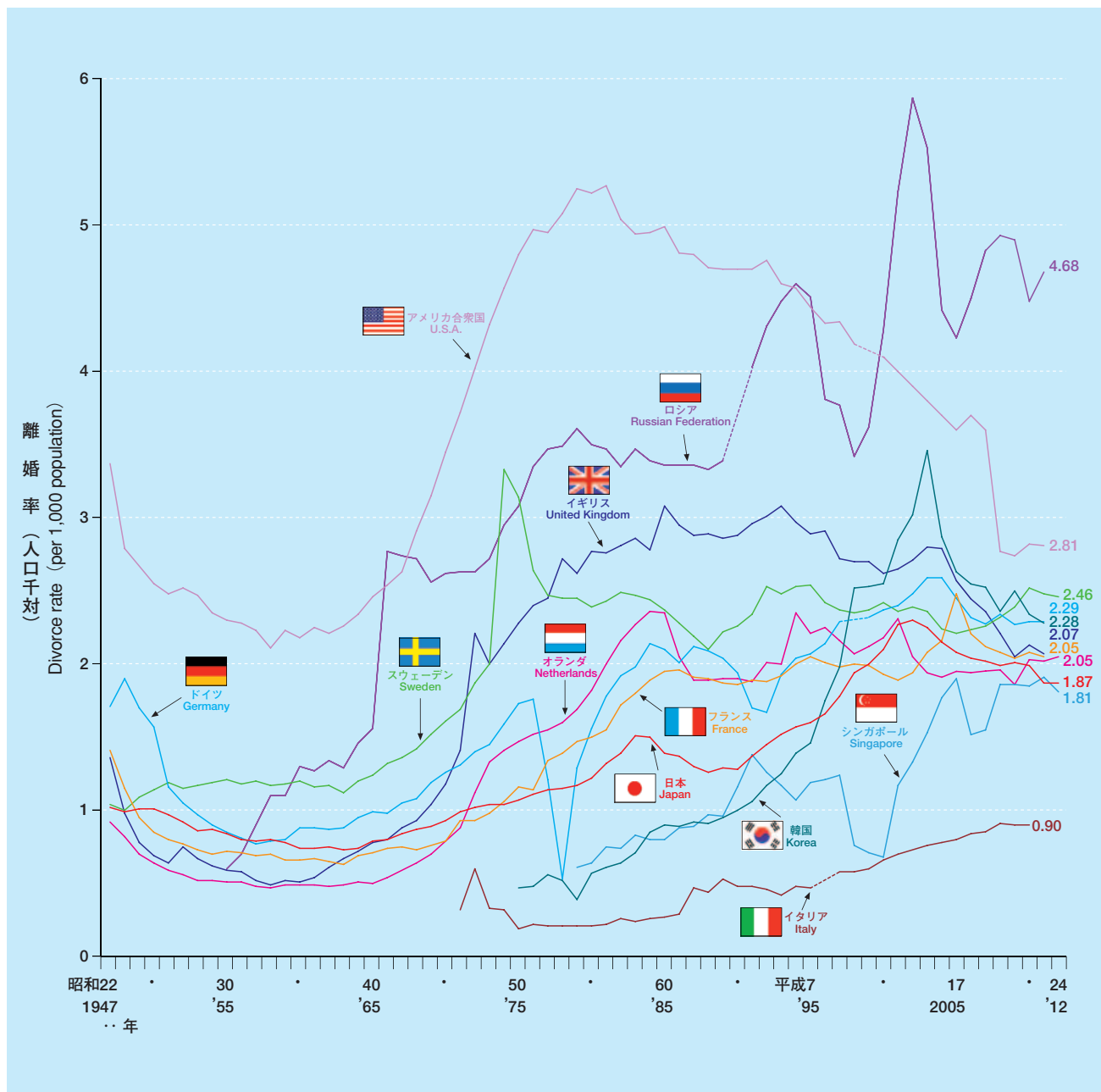
また、親権を行う者別に離婚件数の年次推移をみると、平成24年は「妻が全児の親権を行う」は11万5195組（未成年の子のいる離婚件数に占める割合は83.9%）で、その割合は昭和40年代以降上昇傾向にある。「夫が全児の親権を行う」は1万7201組（同12.5%）、「夫妻が分け合って親権を行う」4938組（同3.6%）となっている。

離婚件数の年齢階級別構成割合の年次推移をみると、29歳以下は戦後まもなく夫は約50%、妻は約65%であったが、昭和50年代に急激に割合が低下し、平成24年は夫・妻ともに戦後の割合の1/3となっている。30歳代は戦後から昭和50年代半ばにかけて上昇し、その後は低下傾向ののち再び上昇していたが、平成19年以降は低下しており、夫・妻ともに40%を下回っている。40歳代は昭和40年代以降上昇傾向にあり、夫は平成5年以降、妻は4年以降低下が続いたものの、14年以降は再び上昇傾向となっており、近年は20%台となっている。50歳以上は昭和50年代以降は夫・妻とも上昇傾向にあり、平成24年は夫21.0%、妻13.3%となっている。

我が国の離婚率は欧米諸国並み

離婚率の年次推移—諸外国との比較 1947～2012年

Divorce rates in selected countries, 1947—2012



注：点線は数値なし。
 イギリスの1970年まではイングランド・ウェールズの数値である。
 ドイツの1990年までは旧西ドイツの数値である。
 ロシアの1990年までは旧ソビエト連邦の数値である。
 オランダの2012年は暫定値である。

資料：UN「Demographic Yearbook」
 U.S. Department of Health and Human Services「National Vital Statistics Reports」

我が国と諸外国の離婚率（人口千対）を比較したものである。
 我が国は、1980年代までは低率であったが、1991年以降急上昇し、欧米諸国に近づいていたものの、2003年以降は緩やかな低下傾向となっている。